

身体拘束廃止等適正化に関する指針

特別養護老人ホームチェリーヒルズ新座

施設における身体的拘束等の適正化における基本的考え方

- 1 私達は身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行います。
- 2 私達は身体的拘束ゼロ及びサービスの質の向上を目指します。
- 3 私達は自信を持って提供できるサービスを目指し身体拘束廃止に取り組みます。
 - ・身体拘束は廃止すべきものである。
 - ・廃止に向けて常に努力を行わなければならない。
 - ・安易に、やむを得ないを理由に身体拘束を行わない。；
 - ・身体的拘束を許容する考えはやめるべきである。
 - ・創意工夫を忘れない。
 - ・利用医者の人権を第一に考慮する。
 - ・福祉サービスの提供に誇りと自信をもつ。
 - ・身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること。
 - ・やむを得ない場合利用者様、ご家族様に十分な説明を持ち行うこと。
 - ・身体的拘束を行った場合常に廃止をする努力を怠らないこと。
常に0をめざすこと。

身体的拘束適正化検討委員会に関する事項

- 1 身体拘束適正化することを目的として「身体拘束適正化委員会」を設置する。
- 2 構成メンバー
(施設長・介護主任・介護支援専門員・看護師・生活相談員・介護職員)
- 3 身体拘束適正化委員会は毎月第1水曜日に開催し、次の事項を検討する。
 - ①高齢者虐待・身体的拘束の兆候がある場合は慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
 - ②教育・研修の計画。
 - ③日常ケアを見直し、利用者に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。

身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- 1 新人採用時には、事故防止、虐待防止と併せて身体的拘束適正化に関する研修を随時実施する。
- 2 年間計画に基づき、年2回の身体的拘束の適正化に関する教育を行う。

施設内で発生した身体的拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービス提供にあたって当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」

介護保険指定基準において禁止対象となる具体的な行為

- ・徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む。
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、四肢をひもで縛る。
- ・点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、又は皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりに、Y字型抑制や腰ベルト、車椅子等をテーブルにつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子の使用。
- ・脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢を縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

身体的拘束等を行わずにケアを行うために

- 1 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する。
- 2 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す。「言葉による拘束」にも配慮する必要がある。

身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については下記の運用によるものとする。

介護保険指定基準上「当該入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体的拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件等の手続きが極めて慎重に実施されるケースに限られる。

※「緊急時やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対応できないような、一時的に発生する

突発事故のみに限定される。当然のことながら安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、

次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

1、3つの要件全てを満たすことが必要

以下の3つのようけんをすべて満たす状態であることを「身体的拘束・虐待防止委員会」で検討・確認し記録しておく。

切迫性

入居者本人又は他の入居者等の生命または身体が危機にさらされる可能性が著しく高い「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行う事により本人の日常生活に与える影響を勘案し、それでも尚身体的拘束を行う事が必要となる程度まで入居者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でもまずは身体的拘束を行わずに介護する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

2、手続きの面でも慎重な取扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも以下の点には注意すること

- ・「緊急やむを得ない場合」該当するかどうかの判断は、介護主任、看護師、介護支援専門員、生活相談員、施設長の合意のもと行う。身体拘束廃止委員会において課題として取り上げ協議する。基本的に個人で判断しない。
- ・入居者本人に対して身体拘束の内容、目的、理由、拘束に時間、時間帯、期間等ができる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努める。説明は介護主任及び看護師もしくはそれに準ずる者で行っていく。仮に、事前に身体的拘束について施設としての考えを入居者や家族に説明し理解を得ている場合も、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

3、身体的拘束に関する記録が義務付けられている

- ・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態度及び時間、その際入居者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- ・記録には日々の心身状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行う毎にその記録を加えるとともに、それについて状況を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で直近の交換を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧していただけるようにする。

入居者等に対する当該指針の閲覧について

施設内に掲示するとともに、ホームページにも掲載し、入居者様、ご家族様が、いつでも閲覧できるようにする。